

『過員攻撃の先兵-動労本部-』革マル粉碎

「過員」を口実に職場破壊攻撃を許すな 下

五月二一日、国鉄当局は「関連企業への出向、派遣や一時帰休など、何らかの民間的な抜本的対策を検討する」ことを明らかにしたように、今や「過員問題」は国鉄労働運動にとって最大の焦点になってきています。前号にひきつづき、「過員対策」と称する当局の攻撃の実態を暴露し、総反撃の闘いへの決起を呼びかけるものです。

反撃する労働者には徹底した弾圧

当局は「過員対策」と称し、「要員センター」や欠員が生じた各職場への配転を強制する等、労働者の人権を無視した不当な攻撃を行っています。一方、こうした攻撃に怒り、抵抗や反撃に起つ労働者には差別、不当処分、乱発等、徹底した弾圧を加えられています。

例③ 国労長野地本・中南信支部への弾圧実態

「松本要員センター」（長野）の綱島氏は七カ月間に十二カ所の職場をタイ回しされたりえに「名札着用命令の拒否」「ネクタイ着用命令の拒否」「勤務変更・追加命令を現協で話し合い中と拒否」したとして、「訓告厳重注意」等、なんと一年半の間に五回の処分を受けました。

同じく「松本要員センター」の中川氏も、「反合のタテ看を手持ち時間に掲出」「氏名札着用命令に不服従」等の理由で、一年一カ月の間に三回の処分を受けています。

国労長野地本さん下の労働者への弾圧は、前掲の両氏が青年部役員であるように、役員、活動家を狙いうちにした差別的なものであり、当局は最初に活動家をパージし、次に組合員に襲いかかり、やがて労働組合を産業報国会化していった弾圧の歴史を再び歩みはじめています。

配転命令を拒否したら「懲戒免職」

こうした中で、当局の配転命令を拒否した労働者が不当にも解雇されるという事態が発生しました。

例④ 東京駅で不当解雇

三月十七日、東京南局は国労東京駅分会書記長・末永康文氏に対し、「配転の業務命令違反」を理由に懲戒免職処分を通告しました。

東京駅では昨年九月に「C型勤務」導入の合理化が行われ、出札係を中心に一三〇人が削減されました。

当局は約一〇〇人の「過員」を配転させるため役員、活動家を中心に配転攻撃をかけてきたので

す。二月十八日、「汐留貨物駅へ行け」との不当な強制配転事前通知を受けた末永氏は「労働者は将棋の駒ではない」とこれを拒否し、分会一丸となった強制配転反対の闘いに突入しました。

末永氏の就労闘争に対し、当局は連日多数の職制を動員し、退去命令の乱発や「暴力行為」デッチ上げを狙った挑発をくり返し、ついに三月十七日、不当にも懲戒免職処分を通告してきたのです。末永氏にかけられた攻撃は、決して一個人の問題などではありません。

この攻撃を許すならば、当局は意のままに労働者を強制配転し、拒否すれば首を切ることもできるからです。

われわれは全国鉄労働者にかけられた弾圧とくらえ、国労東京駅分会の仲間と連帯し不当解雇撤回を勝ちとるようではありませんか。

「過員」攻撃の先兵「動労本部」革マルを全国の職場から粉碎・一掃しよう

今シリーズで報告した実態は、全国で起きている様々な問題のほんの一例にすぎません。そして、わが千葉局においてもこうした攻撃が始まる端緒があらわれています。

問題は、国鉄労働運動が総力をあげて当局の攻撃とたち向かわねばならないにもかかわらず、当局と手を組み、合理化推進・他労組破壊に全力をあげる動労「本部」革マルの存在です。

「働こう運動」で国鉄の危機を救えーと自ら労働強化と規律厳正を要求し、「自民党や経営者団体と手を組んで」地交線を守れーと叫ぶに至った反労働者分子「動労本部」革マルこそ、臨調・国鉄当局のこの凶悪な「過員」攻撃をよびこむ水先案内人であり、「過員」攻撃の共犯者に他なりません。

三里塚への決起で攻撃をはね返せ

全国鉄労働者が、いまこそ「三里塚・国鉄を基軸に反動中曽根と対決する労働運動」路線で武装し、当局・動労「本部」革マルの攻撃を打ち破ろうではありませんか。